

第3期北海道雇用創出基本計画骨子（案）の概要について

平成23年12月8日
経済部労働局雇用労政課

I 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

現行計画が平成23年度で終了することから、現行計画策定後の産業・雇用情勢や計画の実施状況を踏まえ、諸課題への的確な対応を図りながら、雇用創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成24年度をスタートとする第3期の基本計画を策定。

2 計画の位置づけ

北海道雇用創出基本条例第10条に基づく「雇用の創出に関する基本的な計画」及び新・北海道総合計画の特定分野計画。

3 計画の期間

平成24年度から平成27年度までの4年間

4 計画の目標

雇用創出数：4年間で10万人

5 計画の推進力

- ①事業者と働く人々の意欲と挑戦
②地域の創意に満ちた取組
③産業施策と雇用施策の一体的展開
④横断的な連携・協働と現場主義の徹底等

II 雇用を取り巻く状況と雇用創出に向けた課題

現下の厳しい雇用情勢等への機動的な対応とともに、産業構造の変化や本格的な人口減少社会への適切な対応が必要。雇用指標の的確な把握・分析を通じた、施策の点検・改善が重要。

【雇用情勢等への対応】

- ・成長力強化に向けた取組の推進
- ・地域が主体となった取組の活発化
- ・若年者への就業支援強化と雇用機会の創出
- ・非正規労働者の就業環境の整備等
- ・人手不足産業への理解促進やマッチング等
- ・東日本大震災の避難者への支援

【人口減少社会への対応】

- ・若年、女性、高齢、障がい者など多様な働き手の意欲の喚起と就業環境の改善等
- ・労働者の生産性の向上と企業の経営革新等に対応するための能力開発やキャリア形成

III 雇用創出の取組

雇用のセーフティネットの整備

倒産の未然防止と雇用維持のサポート。離職者の生活安定と早期再就職の支援。東日本大震災被災者の就労を支援。

(1) 中小企業等の育成強化

経営基盤強化、創業の拡大など。

(2) ものづくり産業の振興と立地環境を活かした企業誘致の推進

幅広いものづくり産業の振興と自動車、電気・電子、食関連産業などの企業誘致活動の強化など。

(3) 地域における産業の活性化

農林水産業、中小小売商業の活性化、建設業の新分野進出の促進など。

(4) 本道経済の成長力強化に向けた取組の推進

本道が優位性を有する「食」「観光」「国際」「環境・エネルギー」分野の北海道価値の磨き上げや市場開拓など

(5) 地域の創意に満ちた雇用創出の取組促進

市町村や地域経済を支える多様な事業者による、地域の資源や潜在力を活かした雇用創出を総合的に支援。

就業の促進

(1) 社会を支える多様な働き手の就業支援

若年者や中高年・高齢者、障がい者、女性、季節労働者など多様な働き手の就業をきめ細やかに支援。

(2) 働きやすい環境の整備

非正規労働者の均衡ある処遇の確保や育児等の生活と調和した働き方の推進など。

(3) 地域産業を担う人材育成と就業促進

次世代人材の育成のための効果的な訓練の実施や産業教育、道外からの高度技術者等の誘致など。

(4) 人手不足分野における労働力の確保と就業の促進

人手不足分野の職業理解、マッチング機会の提供、就業環境の改善促進、職業訓練の充実など。

IV 計画の推進管理

- ・毎年度「推進計画」を策定し、取組結果を公表。
- ・計画の効果的な推進を図るための点検項目を設定し、施策の点検評価システムを整備。
＜就業者数・率（全年齢、若年者、高齢者、女性）、障がい者の実雇用率など＞

策定スケジュール

- ・平成24年2月 計画（素案）を経済委員会に報告
- ・平成24年2月 パブリックコメントの実施
- ・平成24年3月末 計画の決定